



HPはこちら

夏季手当シリーズ②

一緒に考えよう！

会社経営が困難なときは 昇給における「特別加給」 期末手当の「成績率（増額）」 実施するべきではない

▼特別加給（賃金規程第 23 条）

昇給所要期間内において、勤務成績が特に優秀な社員については、第 22 条の 2 に規定する所定昇給額以内の金額を加算することがある。

▼成績率（賃金規程第 145 条）※1、3～5 項は省略

2 成績率（増額）は、調査期間内における勤務成績に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務成績が極めて優秀な者……15/100 増
- (2) 勤務成績が特に優秀な者……10/100 増
- (3) 勤務成績が優秀な者……5/100 増

東日本ユニオンは、制度そのものを否定していません。今の厳しい経営状況からの主張です。

会社発足以降初めての赤字決算が続く、非常に厳しい経営状況の中

- ・対前年で約 50 万円も減額となった昨年の期末手当（夏・冬）
⇒ 一部社員に「成績率（増額）」を実施！
- ・ベースアップゼロ + 昇給係数「2」を回答した今春闘
⇒ 一部社員に「特別加給」を実施！

経営側自身が「社員一丸となって難局を乗り越えよう」と訴えている中で、一部社員だけに「特別加給」や「成績率（増額）」を実施することが本当に必要でしょうか？

みなさんのご意見をお聞かせください